

住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する
省令について

令和 8 年 7 月 16 日
国土交通省住宅局

1. 題名

住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令

2. 改正の趣旨

本省令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号）の施行により、債務名義のうち、判決等についてはその記録が電子化され、既に電子化された執行証書を含めた債務名義の全てが電子化されるところ、必要となる改正事項を措置するものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

5. 公布日・施行日

公布：令和 8 年 5 月 20 日

施行：令和 8 年 5 月 21 日

6. お問い合わせ先

国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付 意見募集担当
電話番号 03-5253-8111（内線 39445）

【参照条文】

○行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条（略）

2・3（略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七（略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手

続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

○行政手続法施行令（平成6年政令第265号）（抄）

（意見公募手続を実施することを要しない命令等）

第四条（略）

2 法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる既定の整理
- 二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更